

米沢市企業立地報奨金制度の概要について
(平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間)

1 趣旨

米沢八幡原中核工業団地及び米沢オフィス・アルカディアへ立地を希望する企業に関する有効な情報を提供した者について、その企業が立地した場合にその者に報奨金を支払うことにより、産業の活性化に寄与する企業誘致を促進し雇用の創出を図ります。

2 用語の定義

情報提供者 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者）で、市に立地希望企業の情報を提供する者

対象用地 産業用地（米沢八幡原中核工業団地及び米沢オフィス・アルカディアの米沢市が所有する未分譲地）

対象企業 市外からの新規立地で、市が定める誘導業種に該当する企業

報奨金 情報提供者からの情報により、企業の立地が決定した場合に支払う奨励金で、産業用地の譲渡代金の3%（千円未満切捨て）
(情報收取のため負担した交通費、通信費等の実費の弁済はしません。)

3 制度のフロー

① 企業の立地情報を入手

↓ 情報提供者が企業の立地情報を入手

② 対象企業の業種の確認

↓ 情報提供者が提供しようとしている企業の立地情報について、その業種が報奨金制度に該当するかを事前に市と確認する。

③ 企業立地情報提供書記入

↓ 情報提供者が情報提供書の記載に係る企業の立地情報を確認し記入

④ 企業立地情報提供書確認

↓ 立地希望企業から対象用地への立地の意思を確認し、市に情報を提供することの同意を得ていただきます。（代表者印の押印）

⑤ 企業立地情報提供書提出

↓ 立地の意思のある対象企業から許可を得て記入された企業立地情報提供書を米沢市商工課の窓口に直接提出して受付ます。

（最初に持参した者のみが報奨金の権利を有します。）

情報提供者が欠格事項に該当しない旨の誓約を取ります。

⑥ 情報受付通知

↓ 市で企業立地情報提供書の情報が、不受理の事項に該当しないか確認します。

・既に市で交渉している企業でないか。

- ・既に情報提供されている企業でないか。
- ・企業情報の確認（業種、経営状態等の確認）

⑦ 立地交渉

- ↓ 基本的に立地交渉は市で行います。
- 必要がある場合には情報提供者の同行を依頼します。（同行に係る旅費は米沢市の旅費規程により市が負担します。）
- ただし、情報提供の受付日から3年を経過しても立地が決まらない場合は、情報提供書により提供された情報は無効となります。

⑧ 立地決定

- ↓ 土地譲渡契約の締結、土地代金納入、当該土地の引き渡し完了

⑨ 交付決定通知

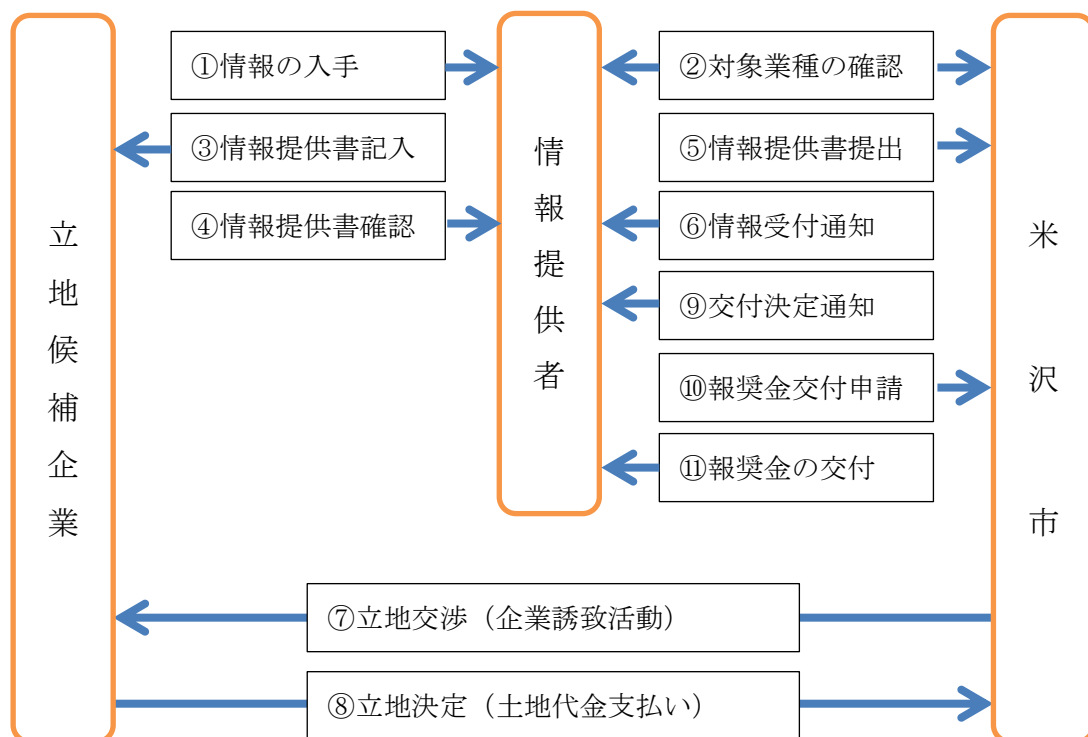
- ↓ 立地決定後すみやかに情報提供者に対し交付決定通知書を送付します。

⑩ 報奨金交付申請

- ↓ 情報提供者が報奨金交付申請書を市に提出し報奨金の申請を行います。

⑪ 報奨金の支払い

- 報奨金交付申請書で指定した情報提供者の口座に報奨金を振込みます。



4 本制度の対象企業

情報提供の対象は、以下の条件を満たした対象企業となります。

用地 米沢八幡原中核工業団地及び米沢オフィス・アルカディアの米沢市所有の未分譲地を1区画以上取得

取得方法 分譲のみが対象（賃貸は対象となりません。）

- 業種等
- (1) 米沢八幡原中核工業団地
米沢八幡原中核工業団地企業立地促進助成金交付要綱第2条に定める誘導関連産業のうち指定集積業種に該当する企業
 - (2) 米沢オフィス・アルカディア
米沢オフィス・アルカディア企業立地促進助成金交付要綱第2条に定める誘導関連産業のうち指定集積業種に該当する企業
 - (3) その他、雇用の拡大が認められる業種で市長が適当と認める業種（両団地）

※事前に米沢市と業種についての確認をしていただきます。

有効期限 情報提供後3年。

情報提供

- ・持参してきた時点で、市が情報を有している場合は対象外です。
- ・最初に持参した者のみが報奨の権利を有します。

立地規制について

- ・立地企業と米沢市で環境保全に関する協定書を締結することから、騒音や振動、大気汚染等について慎重に審査します。
- ・両団地ともに地下水の使用は不可となります。

立地ができない（対象とならない）業種の例

- ・主体が小売業、レストラン等の飲食業
- ・産業廃棄物処理にかかる事業、風営法にかかる事業、居住を伴う事業（老人福祉施設等）

5. 情報提供者の除外対象

次の要件に該当する方は情報提供者の対象になりません。

- (1) 自らが事業主である企業又は所属する企業の誘致に関する情報の提供を行おうとする者（その配偶者及び一親等に当たる者を含む）
- (2) 米沢市暴力団排除条例（平成24年3月米沢市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) 前号に規定する者が役員を務める法人
- (4) 山形県の特別職若しくは一般職の職員又は米沢市の特別職若しくは一般職の職員である者
- (5) 自らが営む事業について、関係法令により業務停止処分、営業停止処分等の処分を受けている者